

# 平成30年度 環境省 税制改正要望の概要

## 1. 税制全体のグリーン化の推進

持続可能な社会を構築するため、低炭素・循環型・自然共生など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

(地球温暖化対策)

- 「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

(自動車環境対策)

- 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

(森林・自然の維持・回復)

- 市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てることを目的とし、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設を支持する。

## 2. 個別のグリーン化措置

### (1) 循環型社会

- ・ 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）【延長】
- ・ 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）【延長】
- ・ 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）【延長】

### (2) 低炭素社会

- ・ 先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設（法人税、所得税、法人住民税、事業税）【新規】
- ・ コージェネレーションに係る課税標準の特例に関する産業競争力強化法改正に伴う所要の措置（固定資産税）【その他】
- ・ 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）【延長】
- ・ 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減措置（登録免許税）【延長】
- ・ 認定長期優良住宅に係る特例措置（登録免許税、不動産取得税、固定資産税）【延長】
- ・ 省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置（固定資産税）【延長】

# 平成 30 年度 環境省税制改正要望の概要

## 1. 税制全体のグリーン化の推進

持続可能な社会を構築するため、低炭素・循環型・自然共生など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進する。

(地球温暖化対策)

- 「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

(自動車環境対策)

- 地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

(森林・自然の維持・回復)

- 市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てることを目的とし、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設を支持する。

## 2. 個別のグリーン化措置

### (1) 循環型社会

- **特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）【延長】**
  - ・ 特定廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用として特定災害防止準備金を積み立てた際に、当該積立金の額を損金又は必要経費に算入できる特例措置について、適用期限を2年延長する。
- **公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）【延長】**
  - ・ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準について、ごみ処理施設については1/2、一般廃棄物の最終処分場については2/3、PCB廃棄物等処理施設、石綿

含有産業廃棄物等処理施設については 1/3、汚水・廃液処理施設については 1/3 を参酌して 1/6 以上 1/2 以下の範囲内において市町村条例で定める割合とする特例措置について、適用期限を 2 年間延長する。

➤ **廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）【延長】**

- ・ 廃棄物処理事業者が廃棄物最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源に係る軽油引取税の課税免除の特例について、適用期限を 3 年間延長する。

**(2) 低炭素社会**

➤ **先進的省エネ・再エネ投資促進税制（法人税、所得税、法人住民税、事業税）【新規】**

2030 年度のエネルギーミックス実現に向け、省エネ促進・再エネ導入拡大を進めるべく以下の特例措置を新設。

- ・ 固定価格買取制度に頼らない再エネの自立化や長期安定発電を促進に大きく貢献する先進的な再エネ設備に対し、適用期間内に取得・建設し、その日から 1 年以内に事業の用に供した場合、事業を開始した日を含む事業年度において、特別償却（30/100）、又は税額控除（4%）を適用可能とする特例措置
- ・ 事業者単体によるエネルギー消費効率の大幅な改善に資する大規模な省エネ投資、複数事業者が連携した省エネ取組に資する先進的投資、複数荷主等が連携した物流効率化に資するシステム投資等に対する特別控除を適用可能とする特例措置

➤ **コージェネレーションに係る課税標準の特例に関する産業競争力強化法改正に伴う所要の措置（固定資産税）【その他】**

- ・ コージェネレーション設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から 3 年度分の固定資産税の課税標準を、課税標準となるべき価額の 5/6 に軽減する特例措置について、産業競争力強化法改正に伴う所要の措置を講じる。

➤ **再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）【延長】**

- ・ 再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第三項に規定する発電設備）（※）について、新

たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を軽減する特例措置について、適用期限を2年間延長する。

(※) 太陽光発電設備（自家消費型に限る）、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備

➤ **認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減措置（登録免許税）【延長】**

- ・ 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率を軽減する特例措置について、適用期限を2年間延長する。

➤ **認定長期優良住宅に係る特例措置（登録免許税、不動産取得税、固定資産税）【延長】**

- ・ 省エネ性能をその要件に含む認定長期優良住宅の所有権の保存登記等の税率を軽減する特例措置について、適用期限を2年間延長する。
- ・ 省エネ性能をその要件に含む新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税について、新築住宅は新たに固定資産税が課される年度から5年度分（通常の新築住宅は3年度分）、中高層耐火建築物は7年度分（通常の中高層耐火建築物は5年度分）に限り、当該住宅に係る固定資産税額を軽減する特例措置について、適用期限を2年間延長する。
- ・ 省エネ性能をその要件に含む新築の認定長期優良住宅を取得した場合の不動産取得税の課税標準を軽減する特例措置について、適用期限を2年間延長する。

➤ **省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置（固定資産税）【延長】**

- ・ 省エネ改修が行われた住宅について、固定資産税額を軽減する特例措置について、適用期限を2年間延長する。